

鹿児島大学農学部附属農場実習施設使用心得

使用者は、鹿児島大学農学部附属農場実習施設使用規則に示されているもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 宿泊を伴う場合は、原則として使用開始日の15時までに当該施設に到着し、職員に申し出て、その指示に従うこと。
- 2 許可された施設を使用目的以外に使用したり、他の者に一部又は全部を転貸しないこと。
- 3 指定された場所及び物品以外は使用しないこと。
- 4 施設内では規律ある行動をとり、施設の管理運営上問題がないよう協力すること。
- 5 火災予防に留意し、火気・暖房の使用は、職員の指示又は許可を受けて行うこと。
- 6 喫煙は、指定された場所で行い、タバコの吸殻は必ず消してから始末すること。
- 7 盗難の予防につとめ、貴重品の保管は各自責任を負うこと。
- 8 整理、整頓に心掛け、使用した物品類は必ず使用前の状態に復しておくこと。
- 9 施設、設備、家畜及び作物等を損傷し、又は滅失した場合は、速やかに職員に届出て、その損害を弁償すること。
- 10 使用後は、清掃、戸締り等の後始末を完全に行い、職員の点検を受けること。
- 11 その他職員の指示に従うこと。